

**SGEC 分別・表示事業体審査報告書**

**北海道プレカットセンター株式会社**

平成20年5月

**(社)全国林業改良普及協会**

## 目 次

I . 北海道プレカットセンター株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

## I. 北海道プレカットセンター株式会社の概要

1. 申請者名称 北海道プレカットセンター株式会社  
代表取締役社長 塚田耕司  
(所在地) 北海道苫小牧市晴海町4番地
2. 認定事業体 北海道プレカットセンター株式会社
3. 事業内容・業種 プレカット加工及び一般住宅用木材販売

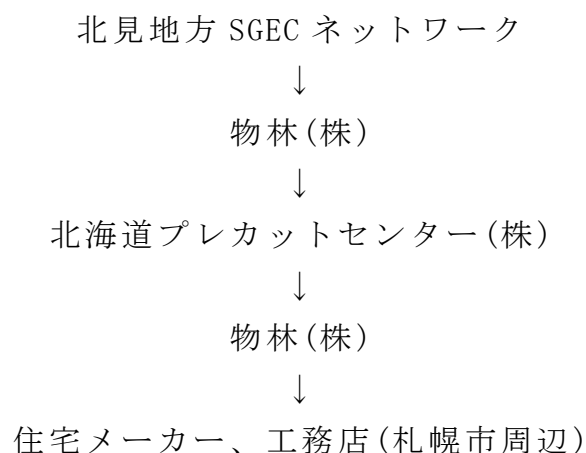
### 4. 沿革・概要

北海道プレカットセンター株式会社は、平成2年(1990)2月に、建築技能者不足の解消、加工精度の向上、工期の短縮等を目的に、三井物産(株)等の資本により設立された事業体で、現在は、物林(株)(旧三井物産林業(株))の100%子会社として、住宅用プレカット材の供給に努めている。

年間のプレカット加工実績は、19年度実績で、加工坪数15,500坪(使用数量8,879m<sup>3</sup>)。加工材は、主に札幌市周辺の物林(株)の取引先工務店に供給されている。

今回のSGEC事業体認定への取り組みは、北海道北見地方で、SGEC森林認証の取り組みが進んできたことから、親会社の物林(株)とともにSGEC認証林産物の適正な分別・表示の一翼を担い、川下の住宅メーカー・工務店へ道産認証材の普及拡大を図ることを目的としている。

認定登録後に想定される認証林産物の流れを下記に示す。



## 【会社概要】

- ・ 設 立：平成 2 年（1990）2 月 1 5 日
- ・ 資 本 金：90 百万円（物林（株））
- ・ 年間売上高：710 百万円（平成 2 0 年 3 月期）
- ・ 従 業 員 数：本社・工場 13 名  
札幌営業所 2 名
- ・ 木製品の年間取扱実績  
製品出荷量 8,879 m<sup>3</sup>（平成 1 9 年度）
- ・ 取引先  
物林（株）  
ハウジングオペレーション（株）  
ジャパン建材（株）  
松本建工（株）  
日本住宅（株） 等
- ・ 主な登録等  
ISO14001（環境マネジメント）「平成 19 年 3 月取得」  
一級建築士事務所「平成 19 年 3 月登録」

## 【会社沿革】

- ・ 平成 2 年（1990）2 月  
三井物産（株）4 0 %、（株）米子組 6 0 %の出資により北海道プレカットセンター（株）を設立。
- ・ 平成 2 年（1990）8 月  
プレカット工場完成、加工開始する。
- ・ 平成 12 年（2000）9 月  
（株）米子組の出資株式を三井物産（株）が譲渡を受け、三井物産林業（株）が株式譲渡を受け三井物産林業（株）（現：物林（株））の子会社となる。
- ・ 平成 14 年（2002）4 月  
（株）ピコイ社と P M 工法及び金物工法の提携販売を行う。
- ・ 平成 14 年（2002）6 月  
木造住宅構造材加工機械一式（クレテック・カナイ金物工法対応機）と C A D 一式を導入し 8 月より生産開始。
- ・ 平成 17 年（2005）4 月  
柱加工機・横架加工機中古機械・金物対応 C A D ソフト導入。

## 5. 分別・表示管理の方針

プレカット工場として、注文先ごとの木材が他と混在しないよう、既存のラインにおいても厳密に管理されている。

今回の SGEC 分別・表示システム事業体認定取得に当たり、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の生産・加工・管理計画書」を定め、「認証林産物と、非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者と発注・受入担当責任者及び各担当者を設置し、分別・表示管理体制・工程を確立する。」とし、専用の置き場の確保、加工期間の集中、マーキングなどによって、分別・表示の徹底を図る計画である。

また、「認証林産物の分別・表示管理体制」を定めて、従業員の研修・指導及び内部監査にあたるとともに、専用の「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成して、適正な流通・情報の証明に努める管理体制を確立している。

### 【主な確認資料】

- 北海道プレカットセンター(株) (会社案内)
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の生産・加工・管理計画書
- 認証林産物分別・表示管理体制図
- 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置図(概略)
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表(書式)

## II. 審査経過・写真

### 1. 北海道プレカット株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、吉田力、山下友一の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成20年3月27日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

5月12日／書類確認及び現地確認

(場 所)

北海道プレカットセンター株式会社事務所およびプレカット工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕  
同 専門審査員 吉田 力

(出席者)

北海道プレカットセンター(株) 代表取締役社長 塚田 耕司  
同社 生産部課長 多田 哲也  
物林株式会社北海道建設資材部 部長 塚谷 重之

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原料の購入、保管、加工、出荷における木材の流れ、および加工工程における受け入れ・分別管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社プレカット工場及び原料・製品保管庫において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について、追加指摘事項の説明を行うとともに遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

平成 20 年 5 月 26 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋	俊幸
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村	勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺	政一
同	認証審査センター	児島	裕
同	認証審査センター	野田	昭一
同	認証審査センター	山下	友一

### (内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び各作業の工程管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 北海道プレカットセンター株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、北海道プレカットセンター株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

#### 【向上目標】

1. 分別・表示管理方針書の趣旨を関係職員に対し、十分な教育・研修を図ること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

## 【判定事由】

### 基準 1 経営の健全性

#### 1-1 / 妥当である

**持続的に事業活動を行いうる事業体である。**

北海道プレカットセンター(株)は、平成2年(1990)に、建築技能者の不足の解消、加工精度の向上、工期の短縮等を目的に、三井物産(株)等の資本により設立された事業体で、現在、約9,000 m<sup>3</sup>/年のプレカット製品を供給しており、また、取引先も多く持続的に事業活動を行いうる。

#### 1-2 / 妥当である

**経営指標に照らし、財務状態が健全である。**

「決算報告書」の流動比率等の数値により、財務状態は安定していると判断した。

### 基準 2 認証林産物取扱の業態

#### 2-1 / 妥当である

**認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。**

住宅用プレカット材の供給に努めているプレカット工場であり、加工材は、主に札幌市周辺の物林(株)の取引先工務店に供給されている。

今回の SGEC 事業体認定への取り組みは、北海道北見地方で、SGEC 森林認証の取り組みが進んできたことから、親会社の物林(株)とともに SGEC 認証林産物の適正な分別・表示の一翼を担い、川下の住宅メーカー・工務店へ道産認証材の普及拡大を図ることを目的としており、SGEC 認定事業体としての適合条件を揃えている。

#### 2-2 / 妥当である

**認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。**

北海道プレカットセンター(株)の主な取引先は、今回、別途「SGEC 認定事業体」申請を行っている親会社の物林株式会社であり、同じく申請中の「北見地方 SGEC ネットワーク」構成会員の集成材メーカーや製材工場とも、反復継続した取引関係にあり、今後も継続的に「SGEC 認定事業体」との取引関係が続くと判断される。

## **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である。**

前記の通り、物林(株)と連携して、木材産地から消費地住宅メーカーまでの SGEC 認証林産物の適正な分別・表示の流れを構築しようとするものであり、これら関連企業からの情報を取り入れ、新たな販路・用途開発に意欲的である。

## **基準3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。**

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、保管、加工、出荷の各段階を想定した「認証林産物の流通計画書」を作成している。

### **3-2 / 妥当である**

**分別できる製造工程である。**

北海道プレカットセンター(株)の工場敷地は約2haと広く、8棟の資材等倉庫も十分な広さを有しており、プレカット工場として、既存のラインにおいても注文先ごとの木材が他と混在しないよう、厳密に管理されている。

同センターの「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の生産・加工・管理計画書」に従い、専用の置き場の確保、加工期間の集中、マーキングなどが適切に行われることで、厳密な分別は可能と判断する。

### **3-3 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。**

認証林産物を扱うに際しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」により、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と、非認証の他の林産物が受入から加工、出荷されるまでの各工程において、混入しないよう、分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者を設置し、管理体制を確立する」とし、「認証林産物の分別・表示管理体制」を定めて、従業員の研修・指導及び内部監査にあたる体制であることを確認した。

### **3-4 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査が行える。**

同センターでは、認証林産物管理責任者を定めており、「認証林産物の分別・表示管理方針」に従い、月一回実施されている在庫検査に合わせて、内部検査を実施することとしている。

なお、既存の検査内容、所見等の記録を確認した。

### **3-5 / 妥当である**

**職域で適正な内部研修を行っている。**

分別・表示管理担当者の研修を新規就労時及び配置換え時に実施すること及び他の従業員についてもミーティング時などに「認証林産物の分別・表示管理方針」の趣旨の徹底を図ることとしている。

### **3-6 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存する。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。**

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物と非認証林産物との管理コード番号を明確に区別するとともに、伝票等の帳票類の保存期間を5年とし、認証林産物の流通・情報の明示、公開に努めるとしている。

### **3-7 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。**

原材料の在庫検査が、親会社の物林(株)社員立ち会いのもとで毎月実施されており、常に在庫は掌握されている。認証林産物については、専用の「SGEC認証材入荷・製品在庫管理表」を作成して在庫管理にあたることを確認した。